



9月5日(月)より30日まで、議員の一般質問、2015年度決算を議論する議会が開かれます。清掃工場の大規模改修、開発に伴う人口増加対策、JR島本駅西側農地開発の議論をはじめ、町長提案の補正予算では、議員団の求めてきた保育士確保策等が示されています。引き続き、皆さんの声をお聞かせください。

(議会日程)  
本会議  
9月5(月)～8(木)  
30日(金)  
総務建設水道常任委員会  
12(月)～14(水)  
請願(田んぼ署名) 審査  
財政・税・総務・人事・ふれあいセンター・人権文化センター・総合政策・建設・上下水道  
民生教育消防常任委員会  
15(木)～20(火)  
福祉・保育・消防・国保・介護保険など

日本共産党がみなさんにお届けします

# 島本民報

2016年8月28日 (通巻 第1398号)  
発行：日本共産党島本町委員会  
TEL・FAX 962-4003

**【連絡先】**  
かわの恵子 島本町水無瀬2-3-3-506  
☎ 962-1708  
メール：k3kawano@yahoo.co.jp  
佐藤かずこ 島本町若山台1-2-48  
☎ 962-6103  
メール：satokiki0815@yahoo.co.jp

## バリアフリー・循環型社会めざして

☆議会質疑を通じて 積極的提案につとめます☆

  
**佐藤かずこ**

  
**かわの恵子**

一般質問 9月5日午後登壇予定

○島本町の、廃棄物リサイクルなど、合理的な処理について問う。  
○坂の多い島本町での、高齢者の移動の権利保障を求めます。

○介護保険の改悪許さず、住民へのていねいな説明と参加へ創意工夫を求めます。  
○身体障がいの機能回復・社会参加の施設充実を  
○要約筆記の養成・充実を  
など

### <町長提案> ～契約～

- 清掃工場の改修工事 9936万円  
(工期 議決日～17年3月末)
- 第四学童保育室建設工事 6728万4000円  
(工期 議決日～17年2月末)

### ～一般会計補正予算～

- 保育士確保策 1170万円
- ①業務効率化推進事業補助金 220万円
- ②保育士雇用補助金 900万円
- ③新規採用臨時給付金 50万円
- 第二学童保育室実施設計に 1091万円 など

### 開発で子どもが増える、学校・保育所・学童保育室は

大丈夫？… 島本民報5月号で特集した開発問題、6月には教育子ども部より、人口・児童数増加見通し、対策が示されました。2016～2018年度：第3小学校耐震補強・第4保育所移設新築 2016年度内 第4学童保育室新棟建築・第2学童保育室新棟設計 2017年度中 第4小学校普通教室増設 の計画です。  
～ 周辺環境保全・ていねいな説明を求め審議します ～

## 来年度から始まる 総合支援事業は現行どおりで！

### 6・4超党派議員 主催の学習会では

要支援1・2の保険外しは保険制度として問題。今後政府は要介護1・2の改悪も予定していることが明らかにされました。

### 7・29 住民懇談会で

チェックリスト導入で介護認定が受けられないようにしないほしい、訪問介護の家事援助を受け、対人関係が苦手な親でも、本人の体調や気持ちに配慮した働きかけで生活が一変した、守秘義務の点でもボランティア頼みにはすべきでない、など発言がありました。

### 8・22町長・町議会へ 住民から要望書も

介護認定を受ける権利は守って欲しい、新事業構想案は住民説明会開催を、等要望が出されています。  
常任委員会視察は 倉敷市へ  
倉敷市では市民に「介護保険が当面必要な方は現行通りで変更はありません」とお知らせしています。どうしたら実現可能なのか調べてきます。  
町議団はこう考えます  
第7期の計画で、介護保険のさらなる改悪が準備されていることが、新聞報道で連日明らかになっています。第6期・2017年度実施の段階では「倉敷方式」で現行通り、で行くべきと考えます。

### 業者「説明会開くのはあたりまえ」 ～若山台サントリー研究所解体工事の場合～ ・自治会の求めに応じて3回の開催～

説明会では、騒音振動対策やアスベストに関する質問が出、それにこたえるため、騒音振動表示板を工事現場の2か所に設置したり、アスベスト除去の説明会を再度開催しています。



↑工事現場の2か所に設置された騒音・振動の表示板。写真は北側(二小側)の壁に取り付けられたもの。

### 自治会では

若山台自治会は「住民の生活に関わる工事について説明するのは当然」と業者に申し入れ、「業者も快く応じてくれた。説明を聞けば安心だし、要望も出せる、より良い状態で工事ができるのだから、住民にも、業者にも良かったと思う。」と評価する声が出されています。

## 「開発指導のあり方」 島本町発注の建設工事こそ 模範を示さなアカン!

### 島本町開発指導要綱 第6条では

「事業主は、開発行為等の計画について開発施工区域周辺の住民等の意見を尊重するものとし、説明会等によりあらかじめ必要な調整を図らなければいけない」と示されています。  
「住民ホール解体工事」では…要綱の適用範囲には含まれていません。しかし、議会の審議で、「町内の民間集合住宅の解体工事でも住民説明会をしている」「町の発注する工事なら、なおさら当然だ」との議論になり、結果、近隣住民へ説明会が行われました。  
「第一中学校耐震補強工事(第一期)」では…開発指導要綱の「中高層建築物の建築行為」の適用範囲であり、さらに近隣住民から説明会開催の要望が出ていたのに、最終的に開催せず着工しています。こんなやり方では民間業者の開発行為に対して、町は指導的立場に立てません。